

水痘の流行について（注意報）

令和元年(2019年)6月13日(木) 15:00

北海道釧路総合振興局保健環境部
保健行政室(釧路保健所)
TEL 0154-65-5823 FAX 0154-65-5352

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第21週(令和元年5月20日～5月26日)において、釧路保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となり、第22週(5月27日～6月2日)及び第23週(6月3日～6月9日)において継続して注意報基準以上になっています。今後、釧路保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘とは

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘・帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、感染から2週間程度の潜伏期間を経た後に発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。

特に、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

2 水痘の感染予防

原因病原体である水痘・帯状疱疹ウイルスは空気感染するため、その予防は患者との接触を避けることが重要です。平成26年10月から水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)

	第19週 (5/6~5/12)	第20週 (5/13~5/19)	第21週 (5/20~5/26)	第22週 (5/27~6/2)	第23週 (6/3~6/9)
釧路保健所	4 (0.57)	2 (0.29)	7 (1.00)	7 (1.00)	8 (1.14)※
全道	64 (0.46)	38 (0.27)	67 (0.48)	36 (0.26)	— (—)
全国	1542 (0.49)	954 (0.30)	1420 (0.45)	1137 (0.36)	— (—)

※第23週の患者報告数は速報値。

全道の流行状況については、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘警報・注意報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した警報・注意報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

〈水痘の警報・注意報レベル〉

	警 報		注意報
	警報開始基準値	警報終息基準値	基準値
定点あたりの患者数(人)	2	1	1